

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	理 由
第 5 章 の 2 訪問購入 (定義) 第 5 8 条 の 4 この章及び第 5 8 条 の 2 4 第 1 項において「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品（当該売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品又はこの章の規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品であつて、政令で定めるものを除く。以下この章、同項及び第 6 7 条第 1 項において同じ。）の購入をいう。 【政令】 (法第 5 8 条 の 4 の政令で定める物品) 第 1 6 条 の 2 法第 5 8 条 の 4 の政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。 (1) 自動車（二輪のものを除く。） (2) 家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く。） (3) 家具 (4) 書籍 (5) 有価証券 (6) レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物	否	
(訪問購入における氏名等の明示) 第 5 8 条 の 5 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならない。	要	第 2 号 の 6 「事業者名等の不明示等による勧誘等」 5 に掲げるもののほか、商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、事業者の氏名若しくは名称、住所その他の事業者を特定する情報を明らかにせず、若しくは偽って消費者に提供し、又は他の事業者であると誤認させる情報を消費者に提供すること。 第 1 号 の 5 「販売の意図を隠した接触行為」 (1) 商品売買契約等の締結を勧誘しようとして、消費者に商品売買契約等の締結の勧誘以外のことを主要な目的であるかのように装い、若しくは商品売買契約等の締結の勧誘が目的であることを明らかにせず、消費者に話しかけ、若しくは電話、電子メール、ファクシミリその他の電気通信手段若しくははがき、封書等を利用して消費者に連絡をとり、又はこれに準じた内容の広告等を用いること。 (2) 商品売買契約等の締結を勧誘するためであることを告げず営業所等以外の場所に誘引した消費者に対し、公衆が容易に出入りできない場所で商品売買契約等の締結についての勧誘をすること。 第 2 号 の 1 「重要事項の不告知による勧誘等」 商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品又は役務（以下「商品等」という。）の品質、安全性等の内容、その価格等の取引条件、取引の仕組みその他の消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項（以下「商品等に関する重要事項」という。）に関する情報を消費者に提供しないこと。 に含まれるが、第 1 号 の 5 の見出し中「販売」を「取引」に改める。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	理 由
(勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等) 第 5 8 条の 6 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。 2 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。	否	不招請勧誘は次の理由により不当な取引行為として指定しない。 特定商取引法は「取引形態」を訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、訪問購入といった 7 つに限定し、「規制の対象外物品 (自動車・家具・家電・書籍等)」等を規定している。一方、消費生活条例は「取引形態」や「物品等の種類」を限定せずに不当な取引行為を規定しているため、条例において「不招請勧誘」を不当な取引行為として禁止することは法の範囲を超えて事業者の取引行為を規制することとなり、適正に事業を行っている事業者への影響が懸念される。 また、条例において不当な取引行為を指定しているのは、それを行っている事業者に対し指導、勧告、事業者名の公表などを行うためである。実際にトラブルとなり、消費者から相談が寄せられるのは、事業者が不招請勧誘のみを行う場合ではなくその後に拒否後の再勧誘や不退去による勧誘等まで行う場合である。このため、不招請勧誘を行ったのみで事業者への処分を行うことはないことから不招請勧誘を不当な取引行為として指定する必要はない。 なお、訪問購入において不招請勧誘が行われた場合には特定商取引法を遵守するよう指導することはできる。
3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。	否	第 1 号の 2 「電子メール等による一方的な広告等の反復送信による接触行為」 消費者が拒否の意思表示をしているにもかかわらず、又はその意思表示をする機会を与えることなしに、商品売買契約等の締結を勧誘しようとして、電子メール、ファクシミリ等により一方的に広告等を反復して送信すること。 第 1 号の 6 「拒否後の接触行為」 商品売買契約等の締結について拒否の意思表示をしている消費者に対し、勧誘すること。 に含まれる。
(訪問購入における書面の交付) 第 5 8 条の 7 購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。 (1) 物品の種類 (2) 物品の購入価格 (3) 物品の代金の支払の時期及び方法 (4) 物品の引渡時期及び引渡しの方法 (5) 第 5 8 条の 1 4 第 1 項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項 (同条第 2 項から第 5 項までの規定に関する事項を含む。) (6) 第 5 8 条の 1 5 の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項 (7) 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項	否	第 7 号の 9 「法定書面不交付による権利の行使の妨害」 商品売買契約等の締結に際して、法令の規定で交付が義務付けられている書面を交付しないこと。 不当な取引行為の指定においては、従前から契約の申込みを受けたときの書面交付義務については対象としていない。 特商法上、訪問販売の章には、第 5 8 条の 7 及び第 5 8 条の 8 に相当する規定 (第 4 条及び第 5 条) が今回の改正前から存在している。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
第 5 8 条 の 8 購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第 5 号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。 (1) 営業所等以外の場所において、物品につき売買契約を締結したとき（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結したときを除く。）。 (2) 営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき。 2 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第 1 号及び第 2 号の事項並びに同条第 5 号の事項のうち売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。	否	第 7 号 の 9 「法定書面不交付による権利の行使の妨害」 商品売買契約等の締結に際して、法令の規定で交付が義務付けられている書面を交付しないこと。 に含まれる。
（物品の引渡しの拒絶に関する告知） 第 5 8 条 の 9 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、第 5 8 条 の 1 4 第 1 項ただし書に規定する場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならない。	否	第 5 号 の 9 「消費者等を欺く等による債務履行の請求等」 1 から 8 までに掲げるもののほか、消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 の規定で対応可能であると考えられる（購入業者は引渡しの拒絶ができることを告げずに引渡しを求めてくると考えられるので消費者を欺いて債務の履行を請求することを禁止すればよい。）。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
(禁止行為) 第 5 8 条 の 1 0 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。 (1) 物品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項 【省令】 (訪問購入における重要事項) 第 5 1 条 法第 5 8 条 の 1 0 第 1 項 第 1 号 の 主 務 省 令 で 定 め る 事 項 は、次 の 各 号 に 掲 げ る も の と す る。 (1) 物品の効能 (2) 物品の商標、製造者名及び販売者名 (3) 物品の購入数量 (2) 物品の購入価格 (3) 物品の代金の支払の時期及び方法 (4) 物品の引渡時期及び引渡しの方法 (5) 当該売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項(第 5 8 条 の 1 4 第 1 項 から 第 5 項 までの規定に関する事項を含む。) (6) 第 5 8 条 の 1 5 の 規 定 に よ る 物 品 の 引 渡 し の 拒 絶 に 関 す る 事 項 (7) 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項 (8) 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの	否	第 2 号 の 2 「重要事項の不実告知による勧誘等」 商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品等に関する重要事項について、事実と異なる情報を消費者に提供すること。 第 7 号 の 2 「事実と異なる情報を提供することによるクーリング・オフの妨害」 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、事実と異なる情報を提供することにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。 に含まれる。
2 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。	否	第 2 号 の 1 「重要事項の不告知による勧誘等」 商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品又は役務（以下「商品等」という。）の品質、安全性等の内容、その価格等の取引条件、取引の仕組みその他の消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項（以下「商品等に関する重要事項」という。）に関する情報を消費者に提供しないこと。 に含まれる。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。	要	第 1 号の 1 「迷惑を覚えさせる方法による接触行為」 商品の売買又は役務の提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）の締結を勧誘しようとして、消費者の意に反して早朝若しくは深夜に、又は執ように、電話をかけ、又は訪問する等消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いること。 第 3 号の 2 「威圧的な言動による勧誘等」 商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者を威圧するような言動を用いること。 第 3 号の 3 「不退去による勧誘等」 商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者の意に反して消費者の住居又は消費者が業務を行っている場所から退去しないことにより、消費者を困惑させること。 第 3 号の 4 「勧誘場所から退去させないで行う勧誘等」 商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者の意に反して消費者を勧誘している場所から退去させないことにより、消費者を困惑させること。 第 7 号の 1 「拒否等によるクーリング・オフの妨害」 消費者のクーリング・オフの権利（商品売買契約等の申込みの撤回、解除、取消し又は無効の主張を行う権利で、法令の規定又は契約により認められたものをいう。以下同じ。）の行使に際して、拒否し、黙殺し、若しくは威迫し、又は術策、甘言等を用いることにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。 第 7 号の 8 「契約の申込みの撤回等の妨害」 1 から 7 までに掲げるもののほか、消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させることにより、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、法令の規定若しくは契約の条項に基づく消費者の商品売買契約等の申込みの撤回、商品売買契約等の解除若しくは商品売買契約等の取消し又は商品売買契約等の無効の主張を妨げること。 に含まれるが、第 7 号の 1 中「割賦販売法（昭和 3 6 年法律第 1 5 9 号）第 4 条の 4 第 1 項並びに特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項、第 2 4 条第 1 項、第 4 0 条第 1 項、第 4 8 条第 1 項及び第 5 8 条第 1 項に規定する申込みの撤回又は商品売買契約等の解除を行う権利その他これらに類する権利」を「商品売買契約等の申込みの撤回、解除、取消し又は無効の主張を行う権利等」に改める（クーリング・オフの定義に訪問購入の場合も含まれるよう表現を改める。）。
4 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに関する事項であつて、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。	否	第 5 号の 4 「事業者名等の不明示等による債務履行の請求等」 消費者、その保証人その他当該消費者の債務を原因として法律上支払義務を負う者（以下「消費者等」という。）に対し、事業者の氏名若しくは名称又は住所その他の事業者を特定する情報を明らかにせず、又は偽ることにより、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 第 5 号の 9 「消費者等を欺く等による債務履行の請求等」 1 から 8 までに掲げるもののほか、消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 の規定で対応可能であると考えられる（消費者は重要事項の不告知、不実告知により欺かれることになる。）。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
5 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、人を威迫して困惑させてはならない。	否	第5号の1 「契約成立の一方的主張による債務履行の請求等」 商品売買契約等の成立、存続又はその内容について消費者との間に争いがあるにもかかわらず、消費者に対し、商品売買契約等が成立し、又は有効であると一方的に主張して、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 第5号の3 「契約書を無断で作成すること等による債務履行の請求等」 消費者に無断で契約書を作成し、又は第三者に契約書に署名させて、商品売買契約等の成立を一方的に主張し、消費者を欺き、若しくは威迫することにより、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 第5号の5 「心理的圧迫を与えての債務履行の請求等」 正当な理由なく、消費者等に不利益となる情報を、信用情報機関、消費者等の関係人に知らせ、若しくはインターネット等を用いて流布すると告げ、又はこれらの行為を実行することにより、消費者等に心理的圧迫を与え、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 第5号の6 「迷惑を覚えさせる方法による債務履行の請求等」 消費者等に対し、消費者等の意に反して早朝若しくは深夜に、又は執ように、電話をかけ、又は訪問する等迷惑を覚えさせるような方法を用いることにより、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 第5号の9 「消費者等を欺く等による債務履行の請求等」 1 から8までに掲げるもののほか、消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 に含まれる。
(第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知) 第58条の11 購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したときは、第58条の14第1項ただし書に規定する場合を除き、その旨及びその引渡しに関する事項として主務省令で定める事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならない。 【省令】 (第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知事項) 第52条 法第58条の11の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 第三者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 物品を第三者に引き渡した年月日 (3) 物品の種類 (4) 物品名 (5) 物品の特徴 (6) 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式 (7) その他売買契約の相手方が第三者への物品の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項	要	第7号の9 「法定書面不交付による権利の行使の妨害」 商品売買契約等の締結に際して、法令の規定で交付が義務付けられている<u>書面を交付</u>しないこと。 第7号の9の見出し中「法定書面不交付」を「法定書面不交付等」に改め、第7号の9中「書面を交付」を「書面を交付せず、又は法令の規定で通知義務が生じたときに、義務付けられている事項を通知」に改める。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
(物品の引渡しを受ける第三者に対する通知) 第 5 8 条の 1 1 の 2 購入業者は、第 5 8 条の 8 第 1 項各号のいずれかに該当する 売買契約の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第 5 8 条の 1 4 第 1 項ただし 書に規定する場合以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは、主務 省令で定めるところにより、同項の規定により当該物品の売買契約が解除された 旨又は解除されることがある旨を、その第三者に通知しなければならない。	要	第 7 号の 9 「法定書面不交付による権利の行使の妨害」 商品売買契約等の締結に際して、法令の規定で交付が義務付けられている書面を交付しないこと。 第 7 号の 9 の見出し中「法定書面不交付」を「法定書面不交付等」に改め、第 7 号の 9 中「書面を交付」を「書面 を交付せず、又は法令の規定で通知義務が生じたときに、義務付けられている事項を通知」に改める。
(指示) 第 5 8 条の 1 2 主務大臣は、購入業者が第 5 8 条の 5 から前条までの規定に違反 し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売 買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に 対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。 (1) 訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除 によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させるこ と。	否	第 6 号の 1 「債務の不当な履行の拒否又は遅滞」 消費者との商品売買契約等に関して、法令の規定若しくは契約の条項に基づく事業者の債務の全部又は一部の履 行を不当に拒否し、又は遅滞させること。 第 6 号の 3 「契約の解除等に伴う返還義務等の拒否又は遅滞」 消費者の正当な根拠に基づく商品売買契約等の申込みの撤回、商品売買契約等の解除又は商品売買契約等の取消 し若しくは商品売買契約等の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、事業者の返還義務、原状回復義務、損 害賠償義務等の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅滞させること。 に含まれる。
(2) 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に 係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約に関す る事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる 重要なもの（第 5 8 条の 1 0 第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げるものを除 く。）につき、故意に事実を告げないこと。	否	第 2 号の 1 「重要事項の不告知による勧誘等」 商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、商品又は役務（以下「商品等」という。）の品質、安全性等の内容、 その価格等の取引条件、取引の仕組みその他の消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項（以下「商品等に関する重 要事項」という。）に関する情報を消費者に提供しないこと。 第 7 号の 8 「契約の申込みの撤回等の妨害」 1 から 7 までに掲げるもののほか、消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させることにより、又は消費者に迷惑 を覚えさせるような方法を用いて、法令の規定若しくは契約の条項に基づく消費者の商品売買契約等の申込みの撤 回、商品売買契約等の解除若しくは商品売買契約等の取消し又は商品売買契約等の無効の主張を妨げること。 勧誘時の重要事項の不告知は第 2 号の 1 に含まれる。契約の申込みの撤回等に際しては第 7 号の 8 の規定により対 応可能であると考えられる（消費者は重要事項の不告知により欺かれることとなる。）。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
(3) 前2号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの 【省令】 (訪問購入における禁止行為) 第54条 法第58条の12第3号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、迷惑を覚えさせるような仕方で訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第58条の15の規定による物品の引渡しの拒絶について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。	否	第1号の1 「迷惑を覚えさせる方法による接触行為」 商品の売買又は役務の提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）の締結を勧誘しようとして、消費者の意に反して早朝若しくは深夜に、又は執ように、電話をかけ、又は訪問する等消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いること。 第5号の6 「迷惑を覚えさせる方法による債務履行の請求等」 消費者等に対し、消費者等の意に反して早朝若しくは深夜に、又は執ように、電話をかけ、又は訪問する等迷惑を覚えさせるような方法を用いることにより、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 第7号の8 「契約の申込みの撤回等の妨害」 1から7までに掲げるもののほか、消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させることにより、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、法令の規定若しくは契約の条項に基づく消費者の商品売買契約等の申込みの撤回、商品売買契約等の解除若しくは商品売買契約等の取消し又は商品売買契約等の無効の主張を妨げること。 勧誘、物品の引渡し及び契約の申込みの撤回等に際しての迷惑行為はこれらの規定に含まれる。 「物品の引渡しの拒絶」に対する妨害については、購入業者は引渡しの拒絶ができるにもかかわらず、引渡しを求めてくると考えられるので消費者を欺いて債務の履行を請求することを禁止すればよいので、次の規定で対応可能であると考えられる。 第5号の9 「消費者等を欺く等による債務履行の請求等」 1から8までに掲げるもののほか、消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。
(2) 老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。	否	第4号の6 「判断力の不足に乘じた契約」 年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乘ずることにより、消費者の利益を不当に害することとなる内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。 第5号の9 「消費者等を欺く等による債務履行の請求等」 1から8までに掲げるもののほか、消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 判断力の不足に乘じた契約の締結は第4号の6に含まれる。 判断力の不足に乘じた物品の引渡しについては、判断力の不足により欺かれた状態に近いため、第5号の9の「消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等」に含まれると考えられる。
(3) 顧客の知識及び経験に照らして不適當と認められる勧誘を行うこと。	否	第4号の5 「年齢、知識、経験、財産、収入等の状況に適合しない契約」 消費者の年齢、知識、経験、財産、収入等の状況に照らして不適當と認められる内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。 不当な取引行為の指定においては、従前から顧客の知識及び経験に照らして不適當と認められる状態が勧誘のみにとどまっている場合には対象としていない。 特商法上、訪問販売については省令第54条第3号に相当する規定（省令第7条第3号）が今回の改正前から存在している。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
(4) 訪問購入に係る売買契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。	否	第 7 号の 7 「虚偽の記載をさせることによる権利の行使の妨害」 商品売買契約等の締結に際して、商品売買契約等に係る書面に年齢その他の事項について消費者に虚偽の記載をさせることにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。 虚偽の記載をさせる目的は、契約の成立又は存続を強要することが目的であるため、この規定で対応可能である。
(5) 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。	否	第 1 号の 3 「路上等における強引な接触行為」 商品売買契約等の締結を勧誘しようとして、路上その他の公共の場所において、消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者に付きまとうこと。 に含まれる。
(業務の停止等) 第 5 8 条の 1 3 主務大臣は、購入業者が第 5 8 条の 5 から第 5 8 条の 1 1 の 2 までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が同条の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、1 年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。 2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。	否	
(訪問購入における契約の申込みの撤回等) 第 5 8 条の 1 4 購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）におけるその売買契約の相手方（以下この条及び次条において「申込者等」という。）は、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第 5 8 条の 8 の書面を受領した日（その日前に第 5 8 条の 7 の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して 8 日を経過した場合（申込者等が、購入業者が第 5 8 条の 1 0 第 1 項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合には、当該申込者等が、当該購入業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過した場合）においては、この限りでない。 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。	要	第 7 号の 1 「拒否等によるクーリング・オフの妨害」 消費者のクーリング・オフの権利（ <u>商品売買契約等の申込みの撤回、解除、取消し又は無効の主張を行う権利</u> で、法令の規定又は契約により認められたものをいう。以下同じ。）の行使に際して、拒否し、黙殺し、若しくは威迫し、又は術策、甘言等を用いることにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。 第 7 号の 1 中「割賦販売法（昭和 3 6 年法律第 1 5 9 号）第 4 条の 4 第 1 項並びに特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項、第 2 4 条第 1 項、第 4 0 条第 1 項、第 4 8 条第 1 項及び第 5 8 条第 1 項に規定する申込みの撤回又は商品売買契約等の解除を行う権利その他これらに類する権利」を「商品売買契約等の申込みの撤回、解除、取消し又は無効の主張を行う権利等」に改める（クーリング・オフの定義に訪問購入の場合も含まれるよう表現を改める。）。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
3 申込者等である売買契約の相手方は、第1項の規定による売買契約の解除をもつて、第三者に対抗することができる。ただし、第三者が善意であり、かつ、過失がないときは、この限りでない。	否	消費者と第三者との権利関係を規定した条文であり、不当な取引行為の対象外である。
4 申込みの撤回等があつた場合においては、購入業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。	否	第7号の4 「クーリング・オフに伴う不当な支払の要求」 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、役務の対価等法律上根拠のない費用の要求をすることにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。 に含まれる。
5 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は、購入業者の負担とする。	否	第7号の4 「クーリング・オフに伴う不当な支払の要求」 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、役務の対価等法律上根拠のない費用の要求をすることにより、商品売買契約等の成立又は存続を強要すること。 に含まれる。
6 前各号の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。	否	第4号の4 「申込みの撤回等を不当に制限する契約」 消費者が商品売買契約等の申込みの撤回、商品売買契約等の解除若しくは商品売買契約等の取消し又は商品売買契約等の無効を主張することができる権利を不当に制限することとなる内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。 に含まれる。
(物品の引渡しの拒絶) 第58条の15 申込者等である売買契約の相手方は、前条第1項ただし書に規定する場合を除き、引渡しの期日の定めがあるときにおいても、購入業者及びその承継人に対し、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができる。	否	第5号の9 「消費者等を欺く等による債務履行の請求等」 1から8までに掲げるもののほか、消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。 の規定で対応可能であると考えられる（購入業者は引渡しの拒絶ができるにもかかわらず、引渡しを求めてくると考えられるので消費者を欺いて債務の履行を請求することを禁止すればよい。）。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
(訪問購入における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限) 第58条の16 購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に应じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。 (1) 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払後である場合 当該代金に相当する額及びその利息 (2) 当該売買契約の解除が当該売買契約についての代金の支払前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額	否	第4号の2 「不当な違約金等を定める契約」 商品売買契約等に係る損害賠償額の予定若しくは違約金又は商品売買契約等の解除に伴う清算金について、消費者に不当に高額又は高率の負担を求めることとなる内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。 に含まれる。
2 購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の締結をした場合において、その売買契約についての物品の引渡しの義務が履行されない場合（売買契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に应じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその売買契約の相手方に対して請求することができない。 (1) 履行期限後に当該物品が引き渡された場合 当該物品の通常の使用料の額（当該物品の購入価格に相当する額から当該物品の引渡しの時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額） (2) 当該物品が引き渡されない場合 当該物品の購入価格に相当する額	否	第4号の2 「不当な違約金等を定める契約」 商品売買契約等に係る損害賠償額の予定若しくは違約金又は商品売買契約等の解除に伴う清算金について、消費者に不当に高額又は高率の負担を求めることとなる内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。 に含まれる。

特 定 商 取 引 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 う 不 当 な 取 引 行 為 の 指 定 の 改 正 の 要 否

特定商取引に関する法律	不当な取引行為の指定	
	改正の要否	改正の要否
(適用除外) 第 5 8 条 の 1 7 この章の規定は、次の訪問購入については、適用しない。 (1) 売買契約で、第 5 8 条 の 4 に規定する売買契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又はその売買契約の相手方が営業のために若しくは営業として締結するものに係る訪問購入 (2) 本邦外に在る者に対する訪問購入 (3) 国又は地方公共団体が行う訪問購入 (4) 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う訪問購入（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う訪問購入を含む。） イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会 ロ 国家公務員法第 1 0 8 条 の 2 又は地方公務員法第 5 2 条 の 団 体 ハ 労働組合 (5) 事業者がその従業員に対して行う訪問購入 2 第 5 8 条 の 6 第 1 項及び第 5 8 条 の 7 から前条までの規定は、次の訪問購入については、適用しない。 (1) その住居において売買契約の申込みをし又は売買契約を締結することを請求した者に対して行う訪問購入 (2) 購入業者がその営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、かつ、通常売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問購入	否	
	要	第 4 号 の 7 「消費者の意思と異なる契約」 消費者が購入の意思表示をした主たる商品等とは異なるものを契約書等に記載することにより、消費者の利益を不当に害することとなる内容の条項を含む商品売買契約等を消費者に締結させること。 第 4 号 の 7 中「購入」を「取引」に改める。